

平成24年12月28日

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。

事 務 連 絡

平成24年12月28日

神奈川県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年11月29日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 神奈川県労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。

療養補償給付については、

を

支給対象とすること。

なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。